

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年十一月十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第五十六号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則（平成十六年石川県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。  
「市町村」を「市町」に、「市町村」を「市町」に、「町」を「市」に、「町」を「市」に改める。

目次中「第二節 産業廃棄物の適正処理」を  
「第一節の二 石綿に関する規制」

第一款 通則（第三十二条の二 第三十二条の四）

第二款 石綿粉じんの排出等に関する規制（第三十二条の五・第三十二条の六）に改める。

第三款 雑則（第三十二条の七 第三十二条の九）

第二節 産業廃棄物の適正処理

第三編第一章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 石綿に関する規制

第一款 通則

（石綿含有吹付け材）

第三十二条の二 条例第八十二条の二第二号に規定する建築材料は、次の表に掲げるものとする。

一	吹付け石綿	石綿にセメント等の結合材と水を加え混合し、吹付け機を用いて吹き付けたもの
二	吹付けロックウール	石綿をその重量の二パーセントを超えて含有するものに限る。
三	吹付けパーミキュライト	
四	パライト吹付け	
五	発泡けい酸ソーダ吹付け石綿	

（特定建築材料）

第三十二条の三 条例第八十二条の二第三号に規定する特定建築材料は、次の表に掲げるものとする。

一	石綿含有吹付け材	前条に規定する建築材料
二	保温材	石綿保温材、けい酸カルシウム保温材、けいそう土保温材、パーミキュライト保温材及びパライト保温材
三	耐火被覆材	耐火被覆板及びけい酸カルシウム板第二種
四	断熱材	屋根用折版石綿断熱材及び煙突石綿断熱材

備考 二の項から四の項までに掲げる特定建築材料は、石綿をその重量の二パーセントを超えて含有するもの限り、一の項の石綿含有吹付け材に該当するものを除く。

（石綿粉じん排出等作業）

第三十二条の四 条例第八十二条の二第三号の規則で定める作業は、次に掲げるものとする。ただし、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十二項に規定する特定粉じん排出等作業を除く。

- 一 建築物を解体する作業であって、その対象となる建築物に石綿含有吹付け材が使用されているもの
- 二 建築物を改造し、又は補修する作業であって、その対象となる建築物の部分に石綿含有吹付け材が使用されているもの

三 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業であって、その対象となる建築物又は建築物の部分に使用されている前条の表の二の項から四の項までに掲げる特定建築材料（次条において「保温材等」という。）を除去するもの

第二款 石綿粉じんの排出等に関する規制

（作業基準）

第三十二条の五 条例第八十二条の四の規則で定める基準は、次の表の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

一	<p>前条第一号に掲げる作業（四の項に掲げるものを除く。）</p> <p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている石綿含有吹付け材を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 石綿含有吹付け材の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z四八一二に規定する放射性エアロゾル用高性能エアフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ 除去する石綿含有吹付け材を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 石綿含有吹付け材の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、石綿含有吹付け材を除去した部分に石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿粉じんを処理すること。</p>
二	<p>前条第二号に掲げる作業</p> <p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている石綿含有吹付け材を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 石綿含有吹付け材を除去するに当たっては、一の項の下欄に掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 石綿含有吹付け材を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該石綿含有吹付け材の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該石綿含有吹付け材を除去すること。</p>
三	<p>前条第三号に掲げる作業（次項に掲げるものを除く。）</p> <p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物又は建築物の部分に使用されている保温材等を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する保温材等を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ロ 保温材等をかき落としにより除去を行う場合は、除去を行う部分を隔離すること。</p>
四	<p>前条第一号又は第三号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p> <p>作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>

（石綿粉じん排出等作業の実施の届出）

第三十二条の六 条例第八十二条の五第一項及び第二項の規定による届出は、別記様式第二十二号の二により行うものとする。

2 条例第八十二条の五第三項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要、配置及び付近の状況
- 二 石綿粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 三 注文者の氏名又は名称
- 四 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 五 下請負人が石綿粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

第三款 雑則

（報告及び検査）

第三十二条の七 知事は、条例第八十二条の八第一項の規定により、特定工事等を施工する者に対し、当該石綿粉じん排出等作業若しくはその疑いがある作業の対象となる建築物若しくは建築物の部分における特定建築材料若しくはその疑いがある建築材料の種類並びにそれらの使用箇所及び使用面積、当該石綿粉じん排出等作業の方法並びに前条第

二項各号に掲げる事項について報告を求め、又はその職員に、当該特定工事等の行われる場所に立ち入り、当該特定工事等に係る建築物、石綿粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（石綿粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

2 知事は、条例第八十二条の八第一項の規定により、飛散等建築物の所有者等に対し、当該建築物における石綿含有吹付け材若しくはそのおそれがある建築材料の種類並びにそれらの使用箇所及び使用面積について報告を求め、又はその職員に、当該建築物に立ち入り、当該建築物に係る石綿含有吹付け材若しくはそのおそれがある建築材料及び石綿の飛散の状況を検査させることができる。ただし、当該建築物が住居である場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得て立ち入らなければならない。

（身分証明書の様式）

第三十二条の八 条例第八十二条の八第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十二号の三のとおりとする。

（公表の方法）

第三十二条の九 条例第八十二条の九第六項の規定による公表は、石川県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第八十二条の九第六項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 勧告を受けた者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 勧告の内容

別記様式第二十二号の次に次の二様式を加える。

石綿粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者  
住 所  
氏 名  
〔 法人にあつては、名称 〕  
〔 及び代表者の氏名 〕 印  
電話番号

石綿粉じん排出等作業を実施するので、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第82条の5第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 工 事 の 場 所	( 特定工事の名称 )		
石綿粉じん排出等作業の種類	ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則第32条の5の表 1の項 解体作業（石綿含有吹付け材） 2の項 改造・補修作業（石綿含有吹付け材） _____ ( 件 ) 3の項 解体・改造・補修作業（保温材等） _____ ( 件 ) 4の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業		
石綿粉じん排出等作業の実施の期間	年 月 日から	整理番号	
	年 月 日まで	受理年月日	年 月 日
特 定 建 築 材 料 の 種 類	石綿含有吹付け材・保温材等	審 査 結 果	
特 定 建 築 材 料 の 使 用 箇 所	見取図のとおり		
特 定 建 築 材 料 の 使 用 面 積	m <sup>2</sup>		
石綿粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり		
参 考 事 項	石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要	耐火・準耐火・その他 延べ面積 m <sup>2</sup> ( 階建 )	備 考
	注文者の氏名又は名称		
	届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
	下請負人が石綿粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

- 備考
- 「石綿粉じん排出等作業の種類」欄は、該当するものを で囲むこと。
  - 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物又は建築物の部分の見取図を添付すること。見取図には、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
  - 「参考事項」欄に所定の事項を記載した場合は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則第32条の6第2項第1号に掲げる事項のうち石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要及び同項第3号から第5号までに掲げる事項を記載した書類を添付したものとみなす。
  - 2以上の石綿粉じん排出等作業についての届出は、当該2以上の石綿粉じん排出等作業が同一の建築物について行われる場合に限り、1の届出書によって届出をすることができる。
  - 欄は、記載しないこと。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 届出者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

## 石綿粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の種類		石綿含有吹付け材 ・ 保温材等
特定建築材料の処理方法		除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他
集じん・排気装置	種類、型式及び設置数	
	排気能力( $m^3/min$ )	(1時間当たり換気回数 回)
	使用する高性能エアフィルタの種類及びその集じん効率(%)	
使用する資材及びその種類		
その他石綿粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

- 備考 1 この様式は、石綿粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 「使用する資材及びその種類」欄は、湿潤剤、固化剤等の薬液、隔離用のシート、接着テープ等の石綿粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 「その他石綿粉じんの排出又は飛散の抑制方法」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則第32条の5の表に規定する同等以上の効果を有する措置の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量( $m^3$ )、集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

（表）

第 号	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例第82条の8第2項 の規定による身分証明書	
写 真  はりつけ	所 属
	職 名
	氏 名
	年 月 日生
年 月 日発行	
石川県知事	
印	

（裏）

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（抄）

（報告及び検査）

第82条の8 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、特定工事若しくはその疑いがある工事（以下この項及び次条第5項において「特定工事等」という。）を施工する者又は石綿含有吹付け材を使用する建築物で、その石綿含有吹付け材の損傷、劣化等により、大気中に石綿が排出され、若しくは飛散し、県民の健康若しくは生活環境に著しい被害を生じさせ、若しくはそのおそれがあると認められるものの所有者、管理者若しくは占有者（次条第4項及び第5項において「飛散等建築物の所有者等」という。）に対し、当該石綿粉じん排出等作業若しくは当該石綿含有吹付け材の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該特定工事等の行われる場所若しくは当該建築物に立ち入り、当該特定工事等に係る建築物若しくは当該石綿含有吹付け材その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙寸法 縦6センチメートル、横9センチメートル

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。ただし、「市町村」を「市町」に、「市国庫」を「市国」に、「国庫」を「国」に、「国庫」を「国」に改める部分は、公布の日から施行する。